

令和6年11月25日

対象となる労働者の皆様

山口労働局長

### 保有個人情報の滅失について（通知）

山口労働局宇部労働基準監督署において、保有個人情報の滅失がありました。本件については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第68条第2項に基づき、下記のとおり事案の概要等をご報告させていただきます。多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫びしますとともに、再発防止に努めてまいります。

#### 記

#### 1 事案の概要

令和6年9月17日に、宇部労働基準監督署において、担当職員が、同年2月22日に宿日直許可申請前の相談において事前提出された書類の写しをシュレッダー処理にて滅失させていたこと、さらに同年9月24日に、同年3月29日に提出された宿日直許可申請書類一式についてもシュレッダー処理にて滅失させていたことが発覚したものです。

#### 2 滅失した保有個人情報

- ・氏名及び賃金額（基本給・調整手当・職務手当・住居手当・初任給調整手当）
- ・名字

#### 3 発生原因

- (1) 個人情報が記載された行政文書を、担当職員が処理懈怠を隠ぺいするために意図的に廃棄したこと。
- (2) 医師の断続的な宿直又は日直許可申請の事前相談について、相談後の進捗管理を組織的に行っていなかったこと。

#### 4 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

事案を担当していた職員が、所在不明となっている書類を故意にシュレッダーで破棄したことを認めており、外部流出の可能性はないため、二次被害のおそれはありません。

#### 5 本件に関する連絡先

山口労働局労働基準部監督課

課長 赤尾裕一郎

地方労働基準監察監督官 西村 哲史

電話 083(995)0370